

令和元年度12月 第9回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年12月26日(木) 午前10時00分 ～ 午前10時47分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	木村 治彦	出席	推1	林 殷慶	出席
2	近藤 哲夫	出席	推2	牛田 益治	出席
3	花木 実也	出席	推3	山田 利之	出席
4	近藤 美奈子	出席	推4	牛田 茂雄	出席
5	太田 功	出席	推5	伊藤 忠久	出席
6	平尾 正敏	出席	推6	山内 専治	出席
7	鈴木 良法	欠席	推7	細川 幹夫	出席
8	小原 玲子	出席	推8	桐山 正行	出席
9	小関 春男	出席	推9	杉本 耕基	出席
10	田中 久義	出席			
11	三輪 光雄	出席			
12	森 俊明	出席			
13	小川 健一	出席			
14	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	大堀 俊和
			後藤 大輔
			津田 直季
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第32号 農用地利用計画変更申出について
日程第6	報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
	報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第28号 農地改良届について
	報告第29号 認定電気通信事業者による事業計画書の届出について

議 長	<p>(あいさつ)</p> <p>本日の欠席者につきましては農業委員 7番 鈴木 良法委員です。</p> <p>本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は9人です。</p> <p>定足数に達していますので、令和元年度12月あま市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>4番 近藤 美奈子 委員及び、5番 太田 功 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案第30号 1番は、小関 春男委員に関係する事項があります。</p> <p>あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、小関 春男委員には一時退席していただきます。</p> <p>(小関 春男 委員 退席)</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(説 明)</p> <p>議案第30号1番につきまして説明いたします。</p> <p>議案2ページをご覧ください。</p> <p>参考資料は1～2ページをご覧ください。</p>
事 務 局	<p>譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、石作 六丹寺地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。</p> <p>つづきまして2、3番につきましては関連しているため一括で説明させた</p>

いただきます

参考資料は3～4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福 薬師地内の2筆で、田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして4番につづきまして説明いたします。

参考資料は5～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町桂 寺附地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

なお、12月25日には三輪委員と細川委員と現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長 三輪委員と細川委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して三輪委員から現地の状況について、ご報告願います。

三輪委員 議案第30号につきまして、細川委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して特に問題はありませんでした。以上です。

議長 只今、事務局及び三輪委員から説明、報告がありました議案第30号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

議長 よって、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」は承認されました。

それでは、小関 春男委員に戻っていただきます。

(小関 春男委員 入室)

議長 日程第4 議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明させます。

事務局

(説明)

議案第31号1番につきまして説明いたします。

議案第3ページをご覧ください、参考資料は7～9ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺 上長地内の田の駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人はあま市で一般産業廃棄物収集運搬業を営んでおります。受注件数の増加に伴い、不足する資材置場と駐車場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

既存敷地の拡張のため、転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は10～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町川部植田地内の田で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

譲受人はあま市内で鉄筋加工業を営んでおります。

事業拡大に伴い、不足する駐車場を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は13～16ページをご覧ください。

事務局

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福十七地内の田で、流通業務施設への転用で、所有権移転となっております。

申請者は岐阜県大垣市にて物流業を営んでおります。

現在中部エリアの中心を担っている支店が老朽化により建て替えが必要になったため、機能移転と集積をする新支店を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は17～19ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町徳実辻切地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人はあま市内で鶏舎施設の製造販売業を営んでおります。

事業拡大に伴い、不足する従業員駐車場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は20～22ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は金岩 宮廓地内の畑で、太陽光発電設備への転用で、所有権移転となっております。

太陽光発電設備を設置することで生活費の確保をするとともに、国策でもある売電事業を行うことで、地域の電力供給に寄与したいとのことです。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は23～25ページをご覧ください。

事務局

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は北苧 郷中地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設する為の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、12月24日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、12月25日には三輪委員と細川委員と現地確認をさせていただいております。

議長

三輪委員と細川委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して三輪委員から現地の状況について、ご報告願います。

三 輪 委 員 議案第31号につきまして、細川委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して特に問題はありませんでした以上です。

議 長 只今、事務局及び三輪委員から説明、報告がありました議案第31号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認されました。

議 長 日程第5 議案第32号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。

事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第32号1番につきまして説明いたします。

議案第7ページをご覧ください、参考資料は26～28ページです。

申出者は議案の通り、申請地は七宝町沖之島 上折地内の田です。

申出者はあま市内で土木資材の製造販売業を営んでおります。

事業の拡大に伴い、不足する駐車場と資材置場を確保するための申出となっております。

申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

2番につきまして説明いたします、参考資料は29～31ページです。

申出者は議案の通り、申請地は七宝町遠島 大切戸地内の田です。

申出者は稲沢市内で防水・塗装・足場工事業を営んでおります。

事業の拡大に伴い、不足する駐車場と資材置場を確保するための申出となっております。

申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

3番につきまして説明いたします、参考資料は32～34ページです。

申出者は議案の通り、申請地は七宝町下田 菘原裏地内の田2筆です。

申出者は名古屋市中区地内で仏壇仏具販売業を営んでおります。

本店機能を名古屋市中区からあま市内に移転するに伴い、不足する駐車場を確保するための申出となっております。

申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

4番につきまして説明いたします、参考資料は35～37ページです。

申出者は議案の通り、申請地は篠田 江下島地内の田です。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設する申出となっております。

申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

事務局 こちらにつきましては、12月24日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただきます。

また、12月25日には三輪委員と細川委員と現地確認をさせていただきます。

議長 三輪委員と細川委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して三輪委員から現地の状況について、ご報告願います。

三輪委員 議案第32号につきまして、細川委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。計画変更について問題ありませんでした。以上です。

議長 只今、事務局及び三輪委員から説明、報告がありました議案第32号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第32号「農用地利用計画変更申出について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第32号「農用地利用計画変更申出について」は承認されました。

議長 日程第6 報告第25号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第26号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第27号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第28号「農地改良届について」、報告第29号「認定電気通

信事業者による事業計画書の届出について」を事務局から報告させます。

事務局 (報告)

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第25号から報告第29号について、何かご質問・ご意見等はありませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、1月31日(金)午前10時からです。

よろしくお願いいたします。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

終了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署名委員 近藤 美奈子

署名委員 太田 功